

平成29年度第3回秋田県環境影響評価審査会議事録

1. 日 時 平成29年6月9日（金）午後2時から
2. 場 所 秋田市文化会館 4階第5会議室
3. 出席委員 及川洋委員（会長）、井上正鉄委員、菊地英治委員、佐藤悟委員、曾根千晴委員、成田憲二委員
4. 議 事 諮問第4号
エコシステム花岡株式会社廃棄物最終処分場新設事業に係る環境影響評価準備書について
5. 議事の概要 知事より諮問された案件について審議し、その結果を知事に答申することとした。

委 員	二酸化窒素に関して、この環境保全措置として排ガス対策型の建設機械を採用するというのが資料2の1ページ目の上と、下から2つ目に出ているが、対策型でないとやはり影響はあるのか。
事業者	はっきりした数値的なものは持ってきていないが、国土交通省など公の機関では、市街地で使う場合、排ガス対策型の機械を使うよう指導されている。
委 員	例えば、埋め立て覆土するための排ガス対策の機械とは、特別にあるものなのか。
事業者	それ用にバックホーやブルドーザーなど、そういった装置をつけた建設機械である。
委 員	一般的な建設機械に、そのようなオプションを付けたものか。
事業者	フィルター等をつけてある。
委 員	降下ばいじんについて、必要に応じて散水とあるが、必要に応じてとは、誰が何を見て判断するのか。
事業者	朝に各建設機械が稼働するが、晴れの日が続いて稼働させただけで埃が舞い上がるような状態になるときは必ず散水してから稼働させる。
委 員	事前に散水するということか。むしろ積極的に散水したほうが、よく締め固まるとは思う。

事業者 埋め立てに際しては、散水しながら先行して締固めを行うようになるが、工事は散水すると濁水が増すことになる。

委員 もちろんそういうところは散水しないと思う。

事業者 乾けば散水することを考えている。

委員 騒音のところで聞き逃したかもしれないが、発破するとあるが、発破は騒音のところに記載はあるか。

事務局 準備書 341 ページにコンター図で説明されている。

委員 同心円に書かれているが、山によって音が反響して集落の方向へ音が集中するようなことはないのか。

事業者 確かに準備書 341 ページの図を見ていただくと最終処分場があり、その裏の方に山があるが、評価地点の集落がかなり下になる。最終処分場よりも 10m ぐらい下になるので、その高度差を考えると減衰方向になることを確認している。同心円の平面上で予測したほうが安全側になるのではないかと考えている。安全側の最大値ということで理解していただければと思う。

委員 この数値が何 dB といっても実感がわからないが、こういう音は、例えばその住民の方が驚くような音なのか。それとも何か遠くで花火が鳴っているような音なのか、どのような音なのか、感覚的なもので構わないので教えていただきたい。

事業者 例えば町の中の工事現場で結構音がするが、そのときはおおよそ 50dB から 60dB 程度の音がすると思うので、それが間欠的に聞こえる程度であり、ご質問のような花火が上がったような音には、この数値から言えないのではないかと思います。

委員 気にならない音ということか。

事業者 このエネルギーレベルからいえば、通常の建設現場の音まで下がると思う。

委員 建設現場の音であると結構うるさいと思う。

事業者 ここに書いてあるとおおり 100dB から 60dB まで低減されて、集落にくるまでにはかなり減衰されていることになる。

委員 もちろんそれは理解できる。低減されているとはわかるが、その低減された音が我々が生活していて感覚的に遠くで花火が鳴っているというようなものなのか、やはり何か驚くような音なのか、60dB とはどのくらいの感覚なのか。その建設現場の音なのか。

事業者 道路沿いで重機が動いていて、工事しているところがあると思うが、あのときに聞く音が 60dB 前後だろうと思う。あの程度の音はおそらくする。ただ、発破は 1 日 1 回、それも時間を指定して、事前に周知した上で行うので、驚くようなこともなく、ある程度準備させていただくので大丈夫だと思う。

委員 環境保全措置に、音の対策だけではなく、住民の方に事前に周知するということがあってもよいのではないか。

事業者 それは発破工事ということで、準備書 26 ページから 28 ページに記載している。

事務局 ただいま事業者が答えた周知方法であるが、委員にお配りしている審査会参考資料の中で、発破工事の際は、どのように住民に周知するか事務局から事業者に質問しており、周知方法としては看板の設置などを答えていただいているが、この準備書には書かれていない。

委員 次のステップということか。

事務局 評価書には反映していただきたいと思う。

委員 国土交通省が計画した日本海沿岸自動車道のときに、環境基準などの基準を上回るようなことがあったが、結局対策として防音ネットをつけている。道路の場合には、そのようにしっかりと数字が出るわけである。今回の事業で行う発破工事の場合は、これより出たら駄目と言うような数値はないと思うので、むしろどのように対策するか考えてもらいたいと思う。

委員 工事中の騒音は短い期間の話をしているということか。

事業者 工事中の騒音は発破の時期が一番大きいと思う。1 日 1 回を約 1 年弱、発破するため、長いと言えば長いですが、発破するときにはここで 60dB と決めているので、発破をするところには防爆ネットやマットなどがあり、低減はできると考えている。今後、発破計画書で盛り込んでいきたいと思うが、まずは試験発破をして、その数値でいろいろと判断させていただければと思う。

委員 やはり参考として、道路では環境基準の何 dB と出ているので、そちらも見たいと思う。

委員 確かに高速道路や国道では防音壁などを設置されていることがあるが、どのような基準でつくられているのかを調べていただいて、それを超過するようであれば、ここでも検討していただくということでしょうか。

事業者 承知した。

委員 準備書 392 ページの悪臭のところでは環境保全措置としてガス抜き管の設置とあるが、設置すると逆に臭いがするようだが、これはどのような効果があるものなのか。

事業者 ガス抜き管を設置する意図であるが、基本的には埋め立て基準の中に、地中を好気性に保つというものがあり、ガス抜き管を入れることになっている。今回の最終処分場の場合は、無機質のものを埋めるため、基本的にはガスは発生しないが、集排水用として雨水が降ったときの雨の落ち場所に使うことを考えている。

委員 発破するとやはり振動すると思うが、それについても音と同じように減衰されると考えてよいか。

事業者 振動も音と同じように、遠くになればやはり低減するが、岩盤などの場合は、直接伝わり方が速いため、振動の場合は音よりも若干生の状態で響くため、遠方まで振動する可能性がある。ただ、それも試験発破において、どれぐらいの薬量を入れたときにどれぐらい振動するのか確認する。振動計も設置するので、一度調査してから発破の最終的な薬量を決めていくことになる。

委員 発破は試験をして、音や振動がどうなるか確認するということか。

事業者 そのとおりである。本発破する前にある期間を使って、これぐらいの薬量であれば音がどれぐらい、振動がどれぐらいか把握する。それから、坑道の中にいるコウモリ類の周辺の状況なども調査した上で最終的に決める。

委員 水質の予測の基本から確認する。予測の手法として、予測時期が準備書 227 ページに書いてあるが、工事による影響が最大となる時期として、裸地の面積が最大となる時期という書き方をして予測を進めている。現在まだ工事のフローが決まっていない状況だと思うが、濁水調査を8月と12月の2回実施している。実際1月に行ったこの審査会的时候には私どもも了解し、8月と12月はよいと言っていたが、実際に8月と12月でよかったのか。実際のところ問題なかったのかを教えていただければと思う。

事業者	<p>準備書 410 ページと 411 ページの調査結果を見ていただければと思う。今回 1 回目を 12 月、2 回目を 8 月に調査させていただいて、その前からアメダスを観測して、ちょうど雨が降り出して夜中や朝方から降りだして、ちょうど日積算量がここにあるように 50 ミリ/日から 100 ミリ/日ぐらいまでをとれるようなところを予測して取りに行っている。その結果、ピークの流出にきれいに相関が得られたものが 2 つの時期で得られたため、調査としては妥当だと考えている。それから、8 月については雨季が多かったので、雨季のときの流出過程と、12 月は雨が少なかったので乾季のときの流出過程が両方取れたと評価させていただいている。</p>
委員	<p>それが工事による影響が最大となる時期だったのかということである。8 月だったのか、12 月でよかったのか。8 月と 12 月で実施しているが、本当にそれでよかったのか気になる。</p>
事業者	<p>工事については、工事計画を見ていただければと思うが、平成 30 年と平成 31 年において場所は違うが、いろいろなところで重機が動いており、年間のデータが必要だということで、やはり代表的な 8 月と 12 月で取れたということがいい評価につながっていると考えている。</p>
委員	<p>それから予測結果が準備書 422 ページに、将来の濃度が 47.9mg/L と出ている。これは 12 月の最大の SS 濃度で計算されているようであり、このやり方は間違いないと思うが、川の流量は大きく 1 桁も 2 桁も変わるようなところで、もちろん SS 濃度も大きく変わる場所である。今回 2 回ということで 12 月のデータで計算されているが、可能であれば、アメダスのデータで構わないので、日ごとの降水量の日最大のところも出していただくと、12 月と 8 月のデータの見方がまた変わってくるのではないかと思う。補足的にデータをつけることも大事であると感じているので、その辺もご検討いただければと思う。</p>
事業者	<p>承知した。アメダスについても補足し、調査時期の特徴を評価書では追記させていただきたいと思う。</p>
委員	<p>それから、前回の審査会のときに申し上げればよかったが、本来 SS 濃度と降雨の相関が出てくるので、直線近似ができると思う。その中でワーストケースになるような流量を取り上げて、そこでもって予測される SS 濃度について計算されれば、もう少し実態に即した予測が出たと思う。今後もしそのような機会があれば、ぜひご検討いただければと思う。</p>
事業者	<p>審査会参考資料の 35 ページを見ていただければと思う。これは期間が昭和 56 年から平成 22 年であり、調査期間のデータではないが、これに応じて 7 月から 8 月が降水期、9 月から 12 月が通常期、そのほか渇水期となっている。</p>

ご指摘のとおり調査時期がどういう降水パターンであったのか、それが流出量に大きく影響するので、その特徴を評価書では追記させていただきたいと思う。

委員

水の汚れの部分で、重金属の埋め立て処分判定基準を超えるような有害物質を含む廃棄物を受け入れないという保全措置がとられており、ただ万が一、どこかでそのような廃棄物が入ってきた場合のチェックはどこでされるのか。この下流に水田等があるが、そういうところに入る前に汲み上げるようになっているのか教えていただきたい。

事業者

まず重金属等が入っているかどうかについては、廃棄物の排出者からの分析データ等を事前に取り寄せた上で廃棄物を受け入れる。受け入れたものに関して抜き打ちでサンプリングし、通常埋め立て管理で行う。万が一サンプリングから抜けて高いレベルのものが出たときに、その下流に影響があるかないかであるが、管理型の最終処分場であるため、遮水をしっかりした上で、地下水に漏れないようシートを張っている。そのシートの上に重金属を含んだ水が出た場合は、全て浸出水処理設備に入っていく。水処理設備では、排水基準を設けてそれをクリアできる水質まで処理できるような重金属の処理機能を持った施設を導入する。本来、無機ものを埋め立てるのに、重金属の処理設備まで必要かどうかというところがあったが、最終処分場の設置基準として全てつけるということで重金属の回収、活性炭で吸着するなどの装置も一応つけて、最終的には排水で重金属が検出されるか、されないか、排水基準がクリアできているかどうか、そういったものをチェックして放流する。仮に、何かの機械のトラブルで超えている場合が判明した場合には、計画している最終処分場は掘り込み型であるため、用水を止め、水処理設備を止め、操業を止めて、まず手当をしてから、それから回収することになる。

委員

万が一入ってきても、そちらで拾い上げるということか。

事業者

外には出さないという形で考えている。

委員

抜き打ち検査は非現実的だと思う。結果が出るまでには時間がかかるわけで、その間、受け入れるトラックを停めておくわけにはいかないと思う。

事業者

サンプリングの結果が出るまでは2週間程度かかるようである。埋める廃棄物が置いている場所は特定できるように、処分場全てが管理されることになる。A事業者の廃棄物がどこかと言われたときに、どの高さのどの範囲に入っているという管理をしていくようになるので、万が一、2週間経って、仮に検査結果が悪く、漏れがあった場合には、全量撤去して排出事業者に戻すことになる。

事務局 ただいまのご質問は非常に難しい話であるが、この計画だけではなく、どこ
の最終処分場でもある課題である。実際、排出事業者が自ら基準を超えていな
いかということをチェックし、廃棄物を処分する事業者もまたチェックしない
といけないというような仕組みになっている。

委 員 やはりピンポイントで、いつどここの業者がどこに置いたかということはずぐ
わかるようになっているのか。

事業者 関連グループのグリーンフィル小坂がいま操業しているが、そこでは GPS
によって、搬入者ごとのその日のデータなどを点で拾って管理している。今回
計画している処分場でも同じようなシステムを入れる予定にしている。

委 員 地下水の流れについて予測されているが、今回 20m ぐらい掘る予定なので、
そこに遮水シートを敷くと、逆に地下水の水圧でシートが膨らむおそれはない
のか。

事業者 シートは軽いので、地下水が上昇すればシートは持ち上がるが、今回は掘り
込み型の廃棄物処分場であるため、浸出水はシートの上の水を通すが、地下水
の排水用としてシートの下に一部透水層を設けて、そこから常時地下水を汲み
上げるような計画にしている。

委 員 透水係数も測定しているが、これは万が一漏れたらということか。

事業者 透水係数が 1×10^{-5} cm/s あれば、シートを張らなくても地層が遮水層であ
るという判定基準がある。2点のうち1点はクリアしているが、もう1点がク
リアしていなかったため、全面2層の遮水シートにしている。これが 1×10^{-5}
以下であれば、シートがなくても地層遮水でいけることになる。そのために岩
盤を調査して、まず岩盤で遮水ができるかできないかを確認した。

委 員 仮に 100nm を下回れば、シートはいらないのか。

事業者 シートはなくても大丈夫になります。

委 員 しないつもりだったのか。

事業者 シートがないほうがだいぶ安いのだが、岩盤はどうしても目があるため、目
から水位差によっては流出する可能性もあるので、シートは必要であると考え
ている。岩盤で漏れたものが止められるかどうかを確認のためにやっている。

委 員 透水係数の 1×10^{-5} cm/s とは、45 度の勾配で流せば1年間のスピードにす

ると3m動くということであり、遮水はないと思う。

事業者 一応地層の厚さが基準になっている。何m以上あれば遮水層として使用できると書いてある。

委員 先ほど廃棄物処理法という法的なもので規制しているということであったが、遮水シートに対しても法律はあるのか。

事業者 廃棄物処理法の技術的な設置基準の中に、二重構造が記載されているかと思う。二重遮水が理想とはされているが、岩盤がもし使えるようであれば、岩盤遮水とプラスシート1枚もあり得ると思う。同質のものであれば、同じ原因で損傷を受けたりするので、推奨されているのは異種のもので遮水をしたらどうかということがある。

委員 法的なものであるわけか。

事務局 廃棄物処理法の最終処分場に係る技術上の基準省令に非常に細かい基準が載っている。このアセスの審査が終わったあとに、今度は廃棄物処理法上の許可申請をしていただいて、審査が入って許可が出てから工事に入るという流れになるので、今後、廃棄物処理法による許可手続きがある。

委員 それを聞いて安心した。

委員 遮水シートが損傷した場合、早期に損傷検知が行われるようにしてあるということが準備書17ページに書いてあるが、これは損傷した場所まで特定できるのか。

事業者 遮水システムでどのように漏水を検知するかであるが、シートの上下にシートをはさんで電極を縦横させ、直交する形で入れる。それを上は並列で並べ、下は直交で並べて、その間隔の半分の範囲内で漏水が検知できる。穴が開けば水が通ってそこは通電するため、電気の通る大きさからコンター図をつくって中心を出し、ピンポイントで探すというシステムである。数年経って掘り起こせない状態になってから漏水がもし発見できたらどうするかについては、一般的に2m以上ごみを埋めると、その下にあるシートが損傷するおそれは埋め立ての操業上では少なくなる。それまでに損傷が認められた場合には掘り起こすことができるが、それ以上になると、今度は掘り起こすことによって、廃棄物の番地が狂ってくるため、その場合はボーリングを近くまで降ろしていき、そこから注入でそのシートの廃棄物ごと固めてしまうという形を取る。

委員 基本的には動物の保護のほうで対応を考えられているツキノワグマが工事

周辺に確認されていて、親子も見られるということがありますが、仮に、工事期間中、1年を通じてということなので、ちょっと凶暴な時期に工事現場に見られるようなことがあれば、どのような対応を考えているのか。

事業者

まず、親子で見られたのは秋である。いわゆる山里で果樹がなるようなときであり、本来夜行性ではないが、3頭が夜に見られた。そのあとは春から夏にかけて、ほとんど山の中での確認であった。計画地を横切ったのは秋の時期だけで、そのほかはほとんど山林の部分に出現した程度である。工事中では、1日1回は巡視などがあり、そこで遭遇すれば作業員にその時点で周知することになる。作業している間に作業員が確認した場合には、監督に報告し、近寄らないようにしてもらおうことを考えている

委員

クマは勝手に駆除しては駄目なのか。

事務局

クマについては、このような事業地や民家周辺において、仮に被害を加えるおそれがあるといった場合には、当然農作物の被害対策もそうであるが、有害駆除申請を市町村からいただいて、それに基づいて現地に許可を出しまして各猟友会が駆除することになる。勝手に獲ることはできない。

委員

森吉山ダムをつくるときは原石山の調査をしたが、調査のときも工事のときも、岩盤のところにコウモリがいた。今回はどこにいたのか。

事業者

準備書 489 ページのライン上に、昔の鉱山時代の土砂の堆積場がある。その堆積場の下には建設暗渠が入っており、その暗渠の中で確認されている。

委員

コウモリは音に敏感のようである。森吉山ダムのときも原石を崩しているわけである。事務局が非常に上手に生態系を説明してくれたが、コウモリのいる環境をしっかりと保全してもらえればと思う。

事業者

音に関しては、実は新幹線の下でも繁殖している例があり、比較的音には慣れやすいということのコウモリ研究者から伺っている。また県内のコウモリ類の専門家に伺ったところ、音よりも人が近づいたり、光の影響のほうが強いのではないかということである。ただし、音による影響に関しては、科学的にはほとんどわかっていない。いまわかっているのはオーストラリアで鉱山を掘ったときに、その近く数百メートルのところでは影響があることが、いわゆる科学雑誌ではなくてレビューとして出ていた程度である。影響がないかどうかを事後調査で確認することになっている。

委員

コウモリは、もともとはいなかったが、昔、鉱山のための穴をつくったら、そこに住みついてしまったということか。

委員 日本で一番コウモリに詳しい人の話では、大館と青森県にいるコウモリが県の天然記念物になっているが、男鹿半島の洞窟のところを歩き来しており、いまも歩き来しているのだと思う。

事業者 実は今回も標識個体が確認されおり、それはおそらくその先生が標識されたものだと思う。青森県と秋田県を歩き来していることはわかっており、海を渡るというようなこともわかってきているが、まだデータとしては非常に少ないため、これからいろいろな調査や研究でわかってくるかと思う。

委員 植物のリストの中に入っているオオササをあまり知らないのですが、ほかの先生はわかるか。

委員 ちょっとわからない。

委員 これはササなのか確認していただきたい。

事業者 確認させていただきたいと思う。

委員 今回のこの現場であるが、地形からおそらく1回掘ったところだと思う。それはどのくらい前にやったものか。

事業者 平成20年頃である。

委員 平成20年に掘って、既に池になっていて、いろいろな生物が棲んでいるということでしょうか。

事業者 準備書725ページを見ていただきたいと思う。この調査地域の断面模式図があり、中央部に最終処分場予定地があると思うが、この上に山があった。それを横にカットしたということである。池は、それよりもちょっと下のほうに少しあり、このような位置関係になっている。

委員 この池はかなり前からあったのか。

事業者 この池はすべて人造の池である。

委員 つまり、短い間で結構いろいろな生き物がここにやってくるということか。

事業者 そのとおりである。

委員 いろいろな生き物がまた棲み始めると思うので、湿地をつくるところについ

ては、いろいろなことを考えてつくってくださるようお願いする。

事業者

承知した。

委員

先ほどの事務局の説明では、トキソウやイトモがあったが、それらは工事を
するところではなく、周辺にいるというような言い方だったと思う。これから
廃棄物処分場をつくる際には、植物にとって有害なものがこないようどこか
へ移植するときには、地形的には高いところで考えたらいいと思う。イトモや
トモエソウは、江戸時代からあったようなものだと思うが、いかがか。

事業者

イトモとトキソウについては、すべて人工的に改変したところに出現してい
る。イトモについては、すべて人工的に造成した調整池などのところに自然発
生的に出てきている。トキソウについては、もともと貧栄養地の土壌条件のと
ころにある種だと思うが、この最終処分場予定地の山をカットした岩盤のと
ころに掘った池の周囲に出てきている。人工的につくった環境の中に出現してい
る現状である。トキソウはこういうところで見ることがなかったので、非常に
驚いているが、花が咲いているときに確認しているので間違いはないと思う。

委員

私もトキソウは秋田県内では北側に出現していたことを思い出すが、それで
も、念のため確認していただきたい。

委員

30年から40年ぐらい前まで掘っていたと思うが、花岡鉱山を閉山したのは
いつ頃か。掘っているときには日常的に発破をしていたと思う。実際に発破を
やったという人も知っているので、それで聞いた。発破自体の環境影響はそれ
ほどないと思う。

委員

発破をする範囲もさほど広くはない。地図を見たら一部である。住民意見か
ら出た地盤沈下とはどういったことか。

事業者

地盤沈下については、花岡鉱山時代のときの事象であり、そのときのことを
覚えている方がおっしゃっていることだと思う。今回の案件から考えると、あ
まり関連性はないのではないと理解している。

事務局

地盤沈下について補足する。大館の中心地から計画地に向かう途中のところ
であるが、そこに松峰鉱山等があり、その下を掘ったときに地盤沈下が起きた
ことある。ただ、今回の最終処分場の予定地のところは下を掘っていないため、
地盤沈下は起きるようなところではないということである。

委員

住民のご意見は場所的にも地形的にも別の話をされているのか。

事務局

そうだと思う。

委員	地盤沈下は、確か田んぼ等が沈んだということであったか。
事務局	過去に、田んぼ等が沈み、周辺の集落を移転させたという経緯がある。
委員	それから、掘削した土砂を置くという表現になっているが、置くというのはあとで利用するから一時的に置くというイメージを持ってしまいが、一時的に利用するのはわずか一部であって、ほかは置場ではなく、そこで造成するということか。
事業者	置場と書いたのは、残土する部分もあるが、今回選定している場所は堆積場の跡地であり、災害があったときに周辺の地山が崩落した部分の補強に使ったり、法面を復旧したりするために使う。また、堆積場内の池の部分を設けながらそこに埋め立てていき、そのまま造成することになる。堆積場は、ある一定の高さで埋め立てして堤体から 60cm 下がるまで一杯にした状態で鉱山保安法により管理をさせていただくので、あまり急な水辺を残して危険な状態になると、誰も入れなくなるため平地にする。この中で一番南側に設置している土砂置場の土を主に覆土や堤体に使う。
委員	掘ったところで崩れてきそうなところの抑えとして使いたいということであるが、コチドリが住み着きやすいように、あまり表面は締め固めないで行うとある。締め固めないことによって崩れることはないのか。
事業者	大概法面が崩れていくので、法面はおおよそ 1 割 8 分から 2 割程度の土の安定角をもって埋め立てし、盛土するため、法面が崩れることはない。
委員	基準は 1 割 8 分なのか。
事業者	それ以下である。法面に水が直接いかないように考えている。
委員	1 割 8 分から 2 割くらいであれば間違いないということか。
事業者	2 割だと 30 度以下になる。
委員	高速道路も基準どおりにつくっているが、崩れることがある。特に熊本のよ うな想定外の地震がきたら崩れてしまう。
事務局	事業者に、まず水質と地下水について確認したい。今回アセス条例に基づく事後調査はやらないということになっているが、環境監視いわゆる自主的なモニタリングはやるということで審査会参考資料に記載がある。この具体的な計画について、調査地点や調査頻度を確認したいので、お答えいただきたいと思

う。

事業者

最終処分場の設置許可をいただくために維持管理計画書を作成するが、その中で採水地点や採水頻度などを出して許可をいただくようになっている。まず浸出水については、放流先での採水による水質のモニタリングを考えている。地下水については、最終処分場をはさんで上流と下流に観測井戸を設け、そこで上流の水質と下流の水質とを比較して、影響があれば漏水があるかどうか、それから浸出水と地下水の水質も監視と管理を行っていくことになる。

事務局

それでは、地下水については、周辺井戸では特にやる予定はないということか。まずはアセスで行った調査地点の上流と下流の2地点を考えて、今回は地下水に連続性がなく、周りの集落の井戸への影響はないという定性的な予測になっているが、周辺の集落での井戸の調査は特にやる予定はないということによいか。

事業者

地下水の観測井戸については、最終処分場の下に透水層をつくり、そこから地下水をポンプアップして水位を管理するため、観測井戸で異常があれば、汲み上げた水を分析することになり、そこで確認することになる。

事務局

水質についてもう一点確認である。例えば準備書 427 ページで浸出水処理施設から放流水の水質を設定して、定量的又は定性的に予測しているが、この中で例えば生活環境項目の pH やノルマルヘキサンについては、予測評価されていないが、当然、廃棄物最終処分場に係る技術上の基準省令に適合するような浸出水処理施設の設計になっていて、適切に処理できると理解してよいか。

事業者

そのとおりである。

事務局

それは、県の廃棄物処理施設技術専門委員会において議論されると思うが、しっかりと設計されているということによいか。

事業者

現在、施設の設置許可の設備計画等は入れていないが、提出して審査していただける状態のものまでは基本設計は済ませている。それを基にしてアセスで予測をしている。

事務局

今度は土壌の件で確認する。先ほど委員から掘削土の扱いはどうするのかということで、土砂置場の話が出たが、深度 50cm のところだけ現地調査をして、溶質試験の結果はすべて基準をクリアしたことになっている。この事業は掘り込み型の最終処分になるので、垂直方向に 20m ほど掘削していくわけだが、例えば土砂置場に整地する前に、垂直方向に汚染土壌がないかどうか性状を確認することはないのか。

事業者	<p>場内の透水係数等を確認するため、既に何箇所かボーリングを完了している。岩の部分をサンプリングし、それを砕いて試験は済ませているが、その中に重要な項目はなかった。</p>
事務局	<p>先ほど委員からもあったが、動物に対する環境保全措置については、新たに土砂置場の最上部は緑化せずに、イカルチドリやコチドリの繁殖場所として利用する代償措置を行うことになっているが、両生類の代償措置については、事業者が青森県でいろいろと事例や経験があるということであった。今回のコチドリやイカルチドリに対する代償措置についても事例や経験はあるのか。代償措置の効果については不確実性が伴うことはないのか。</p>
事業者	<p>コチドリやイカルチドリに関しては、砂地や砂礫地に繁殖するというところで、今回の計画地及びその周辺ではそのような場所がいくつもあって、実際に現場で確認できている。また、土砂置場のところにも同じような環境ができると予測されることから判断させていただいた。もちろん一般的にイカルチドリやコチドリの生息及び繁殖場所に関しては、全国の生息地を見てきており、土砂置場の場所が非常に適しているということはあると思う。</p>
事務局	<p>事後調査や環境監視等のモニタリングをやらないことになっているが、繁殖ができているか確認はしないということか。特に確認しなくても、繁殖地として利用してもらえるとということか。</p>
事業者	<p>最終処分場予定地及びその周辺の何もしていないところに繁殖地があること、それから、観音の周辺や造成跡地において営巣が数箇所確認されており、この地域の造成跡地では、非常に繁殖しやすい場所であることが、現地調査で確認されたことから、あえて事後調査で確認することは必要ないと判断した。</p>
委員	<p>もし余裕があるなら、予測どおりになっているかどうか事後調査もよろしく願う。</p>

以上